

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(建築指導課)

一頁

号外 (庚) 平成二十七年 四月 一日

規則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断の概要を記載した書類
- 二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第三十三条第一項第二号の表に掲げる書類
- 三 知事が適切であると認めた者が作成した、法第百二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 法第百二条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第四十九条第

一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
(容積率の特例に係る許可の申請書の添付書類)

第三条 省令第五十二条第一項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第一号の敷地をいう。以下同じ。）内における建築物（建築基準法第二条第一号の建築物をいう。以下同じ。）の位置、敷地境界線、申請に係るマンションと他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備（建築基準法第二条第九号の二口及び第六十四条第一項の防火設備をいう。）の位置並びに延焼のおそれのある部分（建築基準法第二条第六号の延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。）の外壁の構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ（建築基準法施行令第二条第一項第七号の軒の高さをいう。）及び敷地内の建築物の高さ（同項第六号の建築物の高さをいう。）

二 省令第五十条の除却の必要性に係る認定通知書の写し

三 その他知事が必要と認める図書又は書面
附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社